

提言9：遊水地に関する正しい環境歴史教育の必要性

足尾銅山鉍毒事件の鉍毒対策のために遊水地が建設されたという日本の公害の原点ともいべき歴史は、自然だけではなく歴史文化に大きく関わる条約湿地として、渡良瀬遊水地を唯一無二の存在にしている。「渡良瀬遊水地の魅力と価値」として、この歴史を正確に伝えていくことは極めて重要である。

そのためには、渡良瀬遊水地の歴史的な変化を、原初の低湿地から谷中村となる村落の成立、足尾銅山鉍毒事件、田中正造の活動の足跡、渡良瀬遊水地の形成、そしてラムサール条約に登録されるまでと、正確かつ確実に伝えていく環境歴史教育が4市2町共同で推進されなければならない。

それとともに、まだ遊水地周辺地区に埋もれてしまっている貴重な史料、人的記憶等を早急に発掘収集して、将来世代に歴史文化を確実に承継する努力が不断に続けられるべきである。

1 環境歴史教育における留意点

環境歴史教育を十全に行うためには、以下の点を理解し、渡良瀬遊水地の成立史を全体的に把握するとともに、事実を歪曲せずに伝えることが大切です。

(1) 旧谷中村周辺の地理的特徴—縄文海進

- ①旧谷中村周辺にはいくつかの貝塚が存在しています。もっとも大規模な栃木市藤岡町の篠山貝塚や、板倉町の寺西貝塚、離山貝塚、一峯神社貝塚、野木町の野渡貝塚、それに古河市の西貝塚です。これらの貝塚の研究から5500年前には東京湾が古河市近くにまで達していたと考えられ、これを縄文海進と呼んでいます。その後海水は現在の東京湾にまで引き、低湿地が形成されました。
- ②海が引いた場所に形成された低湿地に最初に人が居住を始めたのは、佐々木家文書によれば、鎌倉時代であり、現在の岩波正作屋敷跡がその場所だと言われています。これは、田中正造翁が谷中村を400年来の自治村と呼んだより、さらに400年遡ることになります。
- ③ここにさらに大きな変化が起こります。渡良瀬川はかつては太日川（ふといがわ）と呼ばれ、渡良瀬川とは独立した川でした。しかし、徳川家康が江戸に居城を構えてから、利根川と渡良瀬川、鬼怒川を結び、利根川の水流を銚子に流しました。これを利根川の東遷といいます。この結果、干拓によって田が作られ、江戸を洪水から防ぎ、銚子から江戸に、川運によって東北から米その他の産物を大量に輸送することが可能となりました。

(2) 旧谷中村地区の江戸期の繁栄

- ①旧谷中村地区（高砂村をはじめとする8村）は江戸期には古河藩の所領となり、特に江戸末期には藩主土井利位と家老鷹見泉石の善政により、旧谷中村地区は繁栄したと伝えられています。田村行子氏の祖母の言い伝えでは、旧谷中村は平和で、鶴が飛び、魚が獲れて、菅笠やよしずなどの産物が多く、洪水があっても食べるには不自由しなかったといいます。鶴が来ていたことから、コウノトリやサギ、カモ類、シギ類などの水鳥を多かったと考えられます。江戸期には蕃山堤を始めとする、囲堤が整備され、また道路のほかにも、水路も整備されて、村の交通に利用されていました。

- ②淡水漁業は、谷中村だけでなく、近隣の赤麻村、部屋村、野木村、海老瀬村、利島村、川辺村でも盛んにおこなわれていました。鷹見泉石の作成した古河の近隣の地図には特に赤間沼（当時の名称）が大きく記されています。谷中村および周辺の村々では沼や川（渡良瀬川、巴波川、思川、谷田川など）で淡水漁業を行っていました。これは、谷中村が廃村になり、遊水地が作られてからも、昭和30年ころまで行われていました。巴波川は流路変更後も水量が多く清流で、しばらく3メートル下の底が見えました。また思川ではアユ釣りが盛んでした。
- (3) 足尾銅山鉍毒事件と谷中村廃村による大きな変化
- ①足尾銅山鉍毒事件が起こり、渡良瀬川の洪水によって広大な面積の田畑が鉍毒に侵されてから、谷中村および周辺の村々で大きな環境変化が起きました。まず渡良瀬川の淡水漁業が壊滅的打撃を受け、田畑での米作や麦作ができなくなり、飲料水が汚染されて病死が多発しました。環境破壊によって住民の生存権が脅かされたのです。
- ②田中正造翁は国会開設時から足尾銅山鉍毒事件の問題を取り上げ、足尾銅山の操業停止を訴え、天皇直訴までして鉍毒被害民を救おうとしましたが、叶いませんでした。
- ③政府は足尾鉍毒被害民への支援が広がると、谷中村を遊水地にする計画を立てました。これに対して田中正造翁は、1) 問題の根源たる足尾銅山が操業をつづけることになり、問題の解決にならない。2) 足尾鉍毒事件の被害者である谷中村村民が移住させられ、さらに被害を被る。3) 遊水地を建設しても洪水被害を防ぐことはできない。4) 藤岡台地を掘削し、渡良瀬川の流路を変えれば、赤麻沼や石川沼などの多くの沼が失われ、天与の産物が穫れなくなる。として断固反対を唱えました。この予言は、昭和22年のカスリーン台風で、現実となりました。渡良瀬遊水地の堤防は数か所で決壊し、周辺市町村で30人の死者を出し、それまでまだ存在していた赤麻沼は消滅しました。
- (4) ヨシ原の拡大とラムサール条約登録
- ①谷中村には、荒蕪地にヨシ原があるだけで、大部分は田畑でした。しかし渡良瀬川の川筋変更後の流入により次第にヨシ原が増え、特に赤麻沼跡や赤洪沼跡にヨシ原が広がりました。このヨシはヨシズに編まれ、最初は浅草仲見世で屋根に使われました。しかし消防法で禁止となると、東京近郊農業の霜よけに使われ、昭和30年代の海水浴ブームで海の家に使われて爆発的に売れるようになりました。良質のヨシを得るために害虫を殺し、また肥料を得るためにヨシ焼きが始まり、やがてヨシズ組合で一度に行うようになりました。しかし、中国産ヨシズが普及すると、遊水地産ヨシズが売れなくなり、ヨシズ生産者が激減しました。現在も、旧ヨシズ生産者によってヨシ焼きが行われていますが、ボランティア活動的側面が強く、高齢化しており、長期の継続困難が予想されますが、ラムサール湿地としての渡良瀬遊水地にヨシ原の維持は絶対条件であり、植物相の遷移を止めるためにもヨシ焼きの持続が必要で、そのための工夫が望まれます。
- ②1990年に渡良瀬貯水池（谷中湖）が完成し、湛水されましたが、環境学者の指摘通り、アオコが発生し、多量の魚が死にました。このため、1) 植生護岸の建設 2) 浮島の設置 3) 谷田川の分流 4) ヨシ原浄化施設の建設 5) 干

し上げの実施 を行い、水質の改善を図っています。

- ③第 2 貯水池の建設が計画されましたが、環境団体は強く反対しました。当時公共工事を見直す動きが起こり、わが国の政策も変更されて、湿地保全再生基本計画が作成されました。同時に渡良瀬遊水地をラムサール条約に登録する会が大規模な運動を展開し、その結果渡良瀬遊水地がラムサール条約に登録されました。

2 上記の環境歴史教育施設の必要性と史料・人的記憶の発掘収集の緊急性

渡良瀬遊水地は、歴史と環境が学べる絶好の地です。宿泊しながら環境教育を行う場を設置する必要がありますが、栃木市わたらせの里などの関連施設を改修すればこのような場を得ることが可能です。またみかも山に計画されている青少年自然の家を社会教育にも利用できるようにすれば、さらに利便が広がります。宿泊施設は、熱気球や、他のスポーツ団体にも求められています。

史料はまだ知られていないものが周辺にまだ数多く存在していると推察されますが、その重要性に気づかれずに廃棄される危険性があるので、資料発掘を急がねばなりません。

また周辺には足尾鉍毒事件や谷中村事件を語り伝えている人々がいますが、高齢化が進んでいるので、これも緊急に聞き取り、記録に残すべきです。

提言10：渡良瀬遊水地でのCEPAとSDGs

渡良瀬遊水地において、ラムサール条約や生物多様性条約の理念の一つである CEPA (Communication (コミュニケーション), Capacity development (能力構築), Education (教育), Participation and Awareness (参加・普及啓発)) を実施することとは、「親しむ活動」・「知る活動」・「保全活動」を様々な年齢、様々な主体に応じて提供することによって、遊水地に「親しむ活動」・「知る活動」・「保全活動」の輪をつくっていくことに他ならない。

その実現のため、4市2町と民間団体の官民協働で、様々な主体、様々な活動をつなぐ「地域 ESD (Education for Sustainable Development 持続可能な開発のための教育) 活動推進拠点」を設置し、自然観察・体験学習や保全活動を通じた渡良瀬遊水地の湿地の保全・再生の取り組みを推進すべきである。具体的な施策の一つとして、渡良瀬遊水地内に体験学習が可能な自然体験型ビオトープを造成し、これを活用することによって、野鳥、植物、昆虫などの自然観察を通じた学びの幅を広げることが求められる

さらに、渡良瀬遊水地周辺地域におけるワイズユースの一環として4市2町と民間団体の官民協働で環境・経済・社会の諸課題に取り組むことによって SDGs (Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標) の達成に努め、渡良瀬遊水地を中心とした「環境未来都市」を目指すべきである。

1 自然観察・体験学習について

(1) 自然観察や体験学習を湿地の保全・再生に結びつけます。

渡良瀬遊水地に「親しむ活動」から始まり、親しむと興味が湧き、知りたくなります。「知る活動」をすると、知れば知るほど、貴重な生きものなどを守りたくなり、「保全活動」につながります。「保全活動」は、「外来種の除去作戦」が示しているようにやみつきになります。何故かという、成果が目に見えるからです。「保全活動」を続けると、保全対象への興味関心がさらに深まり、親しみも深まります。親しみが深まれば、より深く知りたくなるという好循環が生まれます。

体験学習は、「体験することから学ぶ」ことが大切です。渡良瀬遊水地での体験は楽しいが、楽しいで終わりにしないで、「なぜ楽しいのか」を考えます。そうすることにより、渡良瀬遊水地の大切さが見えてきます。すなわち、渡良瀬遊水地の価値が見いだせる「体験活動」が重要です。例えば、「ヨシ刈り体験」などです。

具体例1：ヨシ刈り体験とヨシズ作り、ヨシ刈り跡地の自然観察など

具体例2：市民モニタリングを兼ねた生きもの探しイベント

具体例3：外来種除去作戦

そしてこれらを結びつける事で、年間を通して、自然観察や体験学習を体系的に実施できるようにプランニングします。

(2) 様々な年齢、様々な主体に応じた自然観察や体験学習を提供します。

幼児向け、学童向け、中・高生向け、大学生向け、社会人向けなど、年齢に応じた自然観察や体験学習を提供します。

地域の人だけでなく、首都圏の人、ツーリスト、インバウンド、企業などの CSR 活動向けなど、様々な主体に応じた自然観察や体験学習を提供します。

具体例1：栃木県が「みかも山公園」内に計画している「新青少年教育施設」と連

携して、民間のノウハウを活かして、宿泊を伴う高品質の自然観察や体験学習を提供します。また、民泊、農泊なども取り入れ、多様な自然観察や体験学習をプランニングし実行に移します。より深い中身のある体験を提供するために、官民一体の「検討委員会」を立ち上げることを提案します。

具体例2：「渡良瀬遊水地エリアエコロジカル・ネットワーク推進協議会」が進めている「渡良瀬遊水地エリアエコネット拠点100選」を繋いで、4市2町の広域での自然観察や体験学習を提供します。

2 CEPA と「地域 ESD 活動推進拠点」

ラムサール条約や生物多様性条約の理念の一つである、CEPA (Communication (コミュニケーション), Capacity development (能力構築), Education (教育), Participation and Awareness (参加・普及啓発)) に則り、遊水地に「親しむ活動」・「知る活動」・「保全活動」の輪をつくって自然観察・体験学習や保全活動を通して、様々な主体、様々な活動をつなぎます。

その実現のため、4市2町と民間団体の官民協働で、様々な主体、様々な活動をつなぐ「地域 ESD (持続可能な開発のための教育) 活動推進拠点」を設置し、自然観察・体験学習や保全活動を通じた渡良瀬遊水地の湿地の保全・再生の取り組みを推進すべきです。具体的な施策の一つとしては、渡良瀬遊水地内に、実際に池に入ってタモ網等を使用して自ら捕獲できる体験学習が可能な自然体験型ビオトープを造成します。様々な主体が一体となって順応的な管理を行い、このビオトープを活用することによって、野鳥、植物、昆虫などの自然観察を通じた学びの幅を広げることができます。

CEPA の Communication (コミュニケーション), Capacity development (能力構築), Education (教育), Participation and Awareness (参加・普及啓発) は、個別に存在するのではなく、相互に関係し合っています。また、それぞれの項目も沢山の意味を持っています。例えば、Public Awareness (普及啓発) は、普及啓発だけでなく、公共、市民参加、政策手段、行動、気付きなど多くの意味を持っています。Education (教育) も、教育だけでなく、行動の転換、エンパワーメント、行動しながら学ぶなどの意味を持っています。以前は CEPA は「交流・学習」と呼ばれていましたが、今では様々な意味を持っていることから訳を付さずに CEPA と呼ばれることが多くなりました。

【参考】

CEPA とは

(環境省の HP EIC ネットより)

湿地や里山など自然の価値と持続可能な資源利用のあり方を次世代に伝えるための「広報(情報伝達または対話と訳されることも)」「教育」「普及啓発」などの活動を総じていう概念。英語の "Communication, Education and Public Awareness" の頭文字を取って、CEPA と略称されることが多い。

湿地保全に関するラムサール条約では、1993年に釧路で開催された COP5 において湿地に関する普及啓発の必要性が勧告され(勧告 5.8)、96年の COP6 (オーストラリア・ブリスベン) で教育と普及啓発に関する決議の採択(決議 VI-19)、99年の COP7 (コスタリカ・サンホセ) に条約普及啓発プログラムの採択(決議 VII-9) 等(当時は EPA と呼ばれていた)を経て、CEPA の概念が形成され、実

行されてきた。

また、生物多様性条約では、条約の第 13 条に CEPA に関連した活動を位置付けている。

3 SDG s に繋がる活動と環境未来都市

自然観察・体験学習や保全活動を渡良瀬遊水地周辺地域の SDG s に結びつけます。

自然観察・体験学習や保全活動を通して、渡良瀬遊水地の湿地の保全・再生に取り組み、様々な主体との協働で、渡良瀬遊水地周辺地域の SDG s (持続可能な開発目標) の達成に努めるとともに、官民協働で、渡良瀬遊水地周辺地域の「環境・経済・社会」の諸課題に取り組み SDG s (持続可能な開発目標) の達成に努め、「環境未来都市」を目指します。

【参考】

SDG s とは

(環境省の HP EIC ネットより)

2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された、2016 年から 2030 年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための包括的な 17 の目標と、その下にさらに細分化された 169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないこと (leave no one behind) を誓っているのが特徴。

2009 年に策定された国連ミレニアム開発目標 (MDGs) の達成期限である 2015 年以降の開発目標として、「持続可能な開発」の観点から経済、環境、社会の 3 つの側面への均衡ある対応、また、気候変動や防災等の新たな課題にも対応するため、2012 年 6 月の国連持続可能な開発会議 (リオ+20) で策定が合意された。MDGs は一定の成果を達成した一方で、未達成の課題も残された。また、15 年間で国際的な環境の変化も生じ、環境問題や気候変動の深刻化、国内・国際間の格差拡大、民間企業や NGO の役割の拡大など、新たな課題が浮上してきた。これらの課題を受けて、途上国を主な対象としていた MDGs とは異なり、SDG s では先進国を含む国際社会全体の開発目標として包括的な目標の設定を行い、全ての関係者 (先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等) の役割を重視している。

日本では、2016 年 5 月に内閣に SDG s 推進本部を立ち上げ、2016 年 12 月に SDG s 実施指針を決定して、取り組みを進めている。

SDGs の 17 のゴール



目標 1: 貧困をなくそう

あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



目標 2: 飢餓をゼロに

飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する



目標 3: すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



目標 4: 質の高い教育をみんなに

すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



目標 5: ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る



目標 6: 安全な水とトイレをみんなに

すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する



目標 7: エネルギーをみんなに そしてクリーンに

すべての人に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



目標 8: 働きがいも経済成長も

すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する



目標 9: 産業と技術革新の基盤をつくろう

強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る



目標 10: 人や国の不平等をなくそう

国内および国家間の格差を是正する



目標 11: 住み続けられるまちづくりを

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする



目標 12: つくる責任つかう責任

持続可能な消費と生産のパターンを確保する



目標 13: 気候変動に具体的な対策を

気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る



目標 14: 海の豊かさを守ろう

海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する



目標 15: 陸の豊かさも守ろう

陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る



目標 16: 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する



目標 17: パートナースhipで目標を達成しよう

持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

提言 1 1 : 渡良瀬遊水地を活かした学校教育の充実と開放

遊水地周辺地域の多くの小中高等学校では、現在も渡良瀬遊水地を題材に教室内や野外で様々な教育が行われて、子どもたちの情操を育む上で貴重な体験や知識を提供している。「遊水地の魅力と価値」を将来の地域の担い手である子どもたちに身をもって知ってもらうことは極めて大きな意義を有しており、かつて周辺自治体の小中高等学校十数校でわたらせ未来基金と東京大学保全生態学研究室の指導の下で作られた遊水地の土を使った学校ビオトープも大きな成果を残している。

遊水地を題材にした各学校での先進的な取り組みを地域の教育界全体で共有し、子どもの心と身体に響く教育の充実を目指すとともに、この先進的学校教育は、学区を越えた地域の子どもたち、さらに全国の子どもたちのためにも開放されるべきである。

栃木県がみかも山公園内に計画している青少年教育施設としての自然の家が近い将来オープンされれば、遊水地で各種自然体験・自然教育を伴うプログラムが実施され、今までの渡良瀬遊水地を題材にした学校教育の先進性、重要性が脚光を浴びるのは確実であり、4市2町はその価値の大きさを自覚し、より積極的な展開を図る必要がある。

1 遊水地を活かした学校教育の実践例

遊水地を活かした子供たちへの教育は民間団体からの提供もありますが、多くは学校教育によって提供されており、小山市では全小学校の3年生ないし4年生が必ず遊水地での自然観察を行っています。各学校で行う遊水地を活かした独自の教育としては下記のような実践例があります。

(1) 小山市立下生井小学校（2014年4月から2016年3月に実施）

- ・渡良瀬遊水地に600メートルの立地を生かし、全校児童での観察学習を年1回実施しました。
- ・5年生は年2回の野鳥観察。6年生は渡良瀬遊水地の魚・野鳥・植物・歴史等のグループに分かれてのまとめの学習も行いました。
- ・下生井小学校は、徒歩圏内で観察できるため、白鳥やコウノトリ等の飛来があったときは、すぐに全校児童で観察に出かけることができました。
- ・地域の活動も活発で休日の生き物調査に参加する児童も多く、渡良瀬遊水地のクリーン活動には、地域ぐるみで親子で参加しています。
- ・長年の活動に対して、平成27年度環境大臣賞を受賞しました。

(2) 栃木市立藤岡小学校（2016年4月から2018年3月に実施）

- ・1年生：季節を見つけよう（生活科）で、運動公園に出かけました。
- ・2年生：町巡り（生活科）で、湿地資料館やハートランド城を見学しました。
- ・3年生：社会科で町の様子を見学しました。
- ・4年生：湿地資料館見学、ヨシ紙づくり体験。（総合的な学習の時間）
足尾社会科見学（植林体験）しました。
- ・5年生：1年間をとおして、渡良瀬遊水地の学習（総合的な学習の時間）
アクリメーション財団の全面的な支援を受け、自転車にて初夏と秋の遊水地の見学。またアクリメーション財団主催の発表会に参加しました。
- ・6年生：自分の生き方を、様々な視点から総合的な学習の時間に学びました。

(3) 加須市立北川辺西小学校

校内に田中正造翁の墓地を持つ北川辺西小学校では、毎年春、全校生徒で渡良瀬遊水地まで出かけて、見学をします。このほか学年ごとにきめ細かな取り組みがなされています。同校には「正造さんの部屋」が設置され、生徒が調べたレポートや作成した年表などが展示されています。同校はこの活動により、平成29年度緑化コンクール準特選国土緑化推進会長賞を得ています。

(4) 館林市立第四小学校

館林市立第四小学校は大島公民館、足尾鉍毒事件田中正造記念館と連携授業を行い、渡良瀬遊水地見学にあたっては市民団体が案内しています(6年生が毎年行う)。

(5) 栃木市立部屋小学校、板倉町立東小学校、加須市立北川辺東小学校

上記の3校でも渡良瀬遊水地に関する取組が行われています。

部屋小・・・3年生で遊水地見学、4年生で「ヨシズ編み」(松本八十二さんの指導で10年以上続いています)

板倉東小・・・4年生で遊水地につき取組(毎年、「渡良瀬遊水地研究発表会」—アクリメーション振興財団主催—で発表)

川辺東小・・・4年生で遊水地につき取組

(6) 佐野高等学校

栃木県立佐野高等学校は、SGH(スーパーグローバルハイスクール)に認定され、「地域貢献から世界の社会課題解決を目指す「田中正造型」グローバルリーダーの育成」の構想のもとに広範な取り組みが行われており、学ぶべき点は多くあると思われます。

(7) 小山高等学校

栃木県立小山高等学校は国立研究開発法人科学技術振興機構の助成(2016年～2018年)により研究指定校となり、生徒、担当教師が渡良瀬遊水地の自然をテーマに調査を行い発表しました。

2 学校ビオトープの取り組みについて

遊水地周辺では、かつてわたらせ未来基金と東大鷲谷研究室の指導の下、小中学校、高校でビオトープが多数作られ、遊水地の土から芽吹いた植物によってシードバンクを実感するような環境教育が実践されてきました。しかし、ビオトープは維持管理が難しく、2001年から2006年までに作られたビオトープで存続しているものは栃木女子高等学校の1つだけです。(大規模なビオトープではなく、プランターで湿地植物を育てることであれば、あるいは今の小学校でも可能かもしれません。)

ビオトープを含め遊水地での体験学習が、教員の多忙化、教科の増加で難しくなっている現状がありますが、子供のときに自然に触れ、生物の体験学習をすることは、人生を変えるほどの重要性をもっており、パソコンなどの仮想現実の中での生活に陥りがちな子供たちをリアルな世界に呼び戻す絶好の方法です。各学校の工夫に任せきりにするだけでなく、4市2町の教育委員会が共同でビオトープの作り方、管理の仕方のマニュアルを作成したり、教員に研修を行うなどして、教育界全体でビオトープづくりに取り組むべきではないでしょうか。

3 先進教育の積極的取組と開放

下生井小学校は、乙女小学校、網戸小学校とともに統合される計画になっていますが、このような優れた活動を行っている学校を渡良瀬遊水地から離れた場所に移動するのは大きな問題です。下生井小学校は地区のまとまりの中心であり、下生井小学校の移動は地域の崩壊をもたらしかねません。宇都宮市立城山西小学校が地域の知恵を集めて廃校を防いだように、地域に若い人のアパートを建設などして、小学生の人数を増やすなどの施策をとるべきです。また都会の住民にとっては極めて魅力的な自然に恵まれた教育環境を東京をはじめ全国からの子どもたちにも提供できるような遊水地留学制度も検討されるべきです。

栃木県がみかも山公園内に計画している青少年教育施設としての自然の家が近い将来オープンすることになれば、当然、遊水地での各種自然体験・自然教育を伴うプログラムが実施され、改めて今までの渡良瀬遊水地を題材にした学校教育の先進性、重要性が脚光を浴びることになるでしょう。4市2町はその価値の大きさを自覚し、より積極的な展開を図るべきです。

また、小中学校で使う遊水地に関する副読本等の教材についてですが、4市2町の各市町独自の記述は当然必要ですが、4市2町の小中学生が遊水地に関して最低限共通に身に付けてもらいたい知識や情報の部分については、副読本の共通化も検討すべきでしょう。

提言 1 2 : 渡良瀬遊水地におけるスポーツ利用のワイズユース

渡良瀬遊水地は広大、かつ多面的な空間を有しており、特にスカイスポーツ分野では国内で唯一年間利用が可能な非常に貴重な場所である。その渡良瀬遊水地のスポーツ利用に関するワイズユースとして、遊水地としての治水機能を維持しながら利用環境を整備・改善し、より多くの人々が楽しめる空間を創造して、多彩なスポーツ利用のメッカとしての魅力と価値をより高めていく施策が求められている。

さらに、遊水地周辺の4市2町や、国土交通省、関係する民間団体協力の下で、連携された新しいスポーツ体験を提案することによって、周辺や首都圏のみならず全国のスポーツ愛好者の来訪を促し地域活性化と振興を図るべきである。また、子どもの野外活動、特に「遊び」の場としての遊水地の活用も積極的な検討に値する。

1 渡良瀬遊水地スポーツ利用についての現状

渡良瀬遊水地のスポーツ利用者は、ある調査によると年間30万人以上といわれています。また多種多様なスポーツ団体により多面的空間が活発に利用されていることから、それらの利用に対しての事故防止や利用調整を図るため、平成15年(2003年)10月に「渡良瀬遊水地利用者等連絡協議会」が設立され、その協議体として「渡良瀬遊水地スポーツ利用者等連絡協議会」が設置されています。「渡良瀬遊水地スポーツ利用者等連絡協議会」(以下、スポーツ協議会)は、末尾記載のとおり国土交通省利根川上流河川事務所、関係県、関係市町のスポーツ振興関係、ならびに水上、陸上、上空利用の各スポーツ利用団体など30を超える組織で構成されています。またその事務局は渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団に置かれています。

このスポーツ協議会により毎年、年間の空間利用予定一覧が年度始めに取り纏められていて、当事者協議では有りますが、利用団体間の事前調整に利用されています。

また、スポーツ協議会により平成16年(2004年)2月に、以下の5章からなる「渡良瀬遊水地利用ルール&マナー」が策定されています。

- 第1章 総則
- 第2章 利用の原則
- 第3章 一般利用のルール(大会を除く)
- 第4章 スポーツ協議会等利用のルール
- 第5章 利用のマナー

この策定により遊水地内施設の利用時間、区域、禁止行為など一般利用の基本ルールが決められ、その運用により現在に至っています。

また、熱気球、スカイダイビング、ウルトラライトプレーンのスカイスポーツにおいては、上記スポーツ協議会に加えて、スカイスポーツ独自の協議会が組織され、遊水地内の渡良瀬川河川敷に特設されているスカイスポーツ占有地「スカイフィールドわたらせ」を運営、自主管理しています。(占有利用者:栃木市)

団体利用においては以上のような協議会の設置、ならびに一定のルール下で運営さ

れていることから早急に解決すべき課題は少ないと考えられます。

しかしながら一般個人利用者との間には、ルール遵守についていくつかの問題があると団体関係者からは指摘が為されています。

2 一般個人利用者への対応について

渡良瀬遊水地のスポーツ利用において、一般個人の来訪者は今後更に増加を図るべき対象であり、また個人利用者が決められたルールの下で快適にスポーツが楽しめる環境の充実は益々必要と考えます。

個人スポーツが多様化する中、遊水地においては、地上では主にロードサイクルやジョギング、ウォーキングなどが、水上では釣りをはじめ、カヌーやカヤック、ヨットなどの活動が行われています。中でも近年、スポーツとしての自転車利用が盛んになってきており、特に高性能なロードバイクでの個人またはグループによる遠距離ツーリングで、遊水地を目的地や経由地として訪れるサイクリストが年々増えています。サイクリストにとって渡良瀬遊水地は、平坦で車両との干渉が少ないことから絶好な場所として知られているからです。最近では遊水地および周辺をゆっくり周遊する自転車での散策ツアーなども個人参加で実施されています。また、BMXなど自転車等の高機能化などにより、道路以外の河川区域や荒地なども利用されていると聞いています。

団体利用は主に谷中湖およびその周辺を活動の中心としていますが、自転車などに代表される個人利用者は、遊水地全体を活動フィールドとして考えています。広大な空間を有していますが、あくまでも河川施設であり、その活動について全て自由という訳では有りません。当然ですが河川管理者が決めた立ち入り禁止区域や禁止行為について遵守することが求められます。

しかしながら、利用者個々人のルールについての理解度や、情報の入手程度により、逸脱行為に繋がってしまうことが有ります。遊水地利用のルールとマナーについては前述した通りすでに取り決められており、国交省・利根川上流河川事務所やアクリメーション財団のホームページなどで閲覧は可能ですが、一般利用者に周知されているとは言い切れません。

団体が属する協議会のような伝える機会が無い一般利用者に対して、遊水地での活動について守るべきルールを正しく伝え、理解してもらうためにはどのような方策が効果的なのか検討し実施していく必要があると考えます。

最近では遊水地内がドローンの撮影スポットとして人気があるようですが、今後も増える一般利用者に対し、単に活動を規制するのでは無く、ドローン利用なども含めてスポーツ振興という観点からどのように受け入れるべきなのかも改めて考える時期ではないでしょうか。

3 施設面の新設・改善について

(1) トイレ

一般利用者による遊水地でのスポーツ利用が、点ではなく面として拡大していることから、谷中湖周辺のみならず遊水地内へのトイレの設置が望まれます。特に鷹見台は遊水地のほぼ中央に位置し、どの方面からも経由地としてふさわしい場所といえます。したがってこの地へのトイレ設置は利用環境の改善として非常に効果的であると考えます。

設置に当たっては、その立地から簡易型とならざるを得ませんが、国交省が建設現場等で推進している女性にもやさしい「快適トイレ」に準拠するものとし、更に太陽光発電やバイオによる汚物処理などを利用して環境への負荷が低く、また管理がしやすいなどの点を考慮することが必要です。また、洪水期の流失防止等も併せて考える必要が有ります。

(2) 休憩施設。案内設備

現在遊水地周辺の本格的な休憩施設としては加須市の道の駅「きたかわべ」が有りますが、一步遊水地内に入ると谷中湖周辺を除き日差しを遮ることが出来るような休憩施設は殆ど有りません。特に夏季の遊水地利用の快適性と安全の確保を目的にした、日差しを遮ることが出来る四阿型などの簡易的な休憩施設が数か所必要であると考えます。特に前述のトイレ設置と同様に鷹見台には必須な施設と考えます。

この設置される四阿に、遊水地の地図や案内情報伝達のためのQRコードを設置し、コードを読むことにより、利用者の携帯端末に最新のイベント情報や周辺自治体案内、利用ルールなどを伝達できるような仕組みとします。また、ロードバイクでの利用者が多いと想定されるため、駐輪用のラック設備が必須となります。

(3) 道路設備など

渡良瀬遊水地は周囲約30kmと言われる堤防(周囲堤)により造成されています。また調節池としての機能が図られたため、周囲堤のほかに調節池を区切る圍繞堤(いぎょうてい)が作られています。それらの堤防上はほぼ平坦で、直線路が多いことからサイクリング利用者やジョギングやウォーキング等に利用されています。堤防上の多くは舗装路となっていますが、遊水地全体の周回を見た場合、立ち入り禁止の越流堤を迂回する道路などで未舗装路が残っています。

近年のサイクルスポーツで多く使用されるロードバイクは、軽量化を図るためタイヤも細く、材質も未舗装路を走行するのに適さないものも有ります。

隣県・茨城県の霞ヶ浦周辺では最近サイクルロードが整備され、それに併せて周辺環境も改善されたことから多くのサイクリストが訪れる場所になったとのことです。渡良瀬遊水地においても、既にそれに匹敵するポテンシャルと近い環境が有ることから、周回路の完全舗装整備や標識、案内板などの設置などを早急に行うべきと考えます。

4 スポーツ事業における4市2町官民の連携

遊水地スポーツ利用の関係4市2町連携については、唯一夏に各市町とアクリメーション財団との共催で開催されている「E-ボート」レースが有ります。各市町で参加者を募り、アクリメーション所有のボートで谷中湖にて行われているものです。しかしそれ以外でスポーツ連携が積極的に行われているようには伺えません。

自治体連携は何故必要なのでしょうか？

例えば、遊水地の水面を利用してカヌー教室が栃木市主導・予算で行われています。カヌー指導者を育成するのが目的ですが、対象者は栃木市民もしくは栃木市勤務者のみです。本来カヌー指導者育成が目的であるならば、市民に限らず他関係市町に呼び掛けて広く人材を募り育成するべきではないかと考えます(2019年度は市外の方でも参加を認められた例があったとのことです)。これは一例ですが、予算負担を市町間でどう振り分けるのか、人員や役割をどうするかなど課題は少なくないと思いますが、一步

踏み出して垣根を越えた検討が開始されることがなにより重要と考えます。遊水地は本来一つであり、その遊水地を利用して広域でスポーツ事業を企画するには必ず複数の自治体に関係することになります。連携スキームが確立出来れば、より広域な、また予算を掛けたスポーツ活動が展開出来、それによりスポーツを通じての市民交流が盛んになることが期待できます。そして参加者が増えることにより遊水地のことを更に理解してもらえる機会が高まります。

民間とのスポーツ連携では、遊水地のスポーツ利用を考えている利用者への情報連携が考えられます。どこの市町に問い合わせても関係するスポーツ団体への情報連携がスムーズに行えるようなネットワーク作りが必要と考えます。

既成の協議体として渡良瀬遊水地には保全・利活用協議会が有ります。関係4市2町は当然ですが、スポーツ協議会もその構成メンバーとして参画しています。この既存のスキームを生かしてでも連携を図ることは可能ではないでしょうか。

5 新しいスポーツ体験の提案

官民連携が出来た将来像として、次のような新しいスポーツ体験が提案出来るのではないのでしょうか。以下は一例ですが渡良瀬遊水地の空間的特徴をフルに満喫出来るスポーツ体験です。官民が協業しながら、アイデアを出して進めれば今までにない新しい発想の体験が生まれるでしょう。

日程	時間帯	訪問地	体験内容
1日目	午前中	集合駅（複数） レンタサイクル	集合駅より各自レンタサイクルで遊水地内を散策しながら体験活動センター「わたらせ」まで移動
	午後	体験活動センター 谷中湖北ブロック	カヌー体験（指導者から指導を受けながら練習） 北ブロック内を周遊します
2日目	早朝	スカイフィールド	熱気球体験乗船（エリア内で上昇／降下）
	午前中	わたらせ	スカイダイビング体験（タンデム）
	午後	レンタサイクル 乗車駅	遊水地内を自転車車で散策しながら乗車駅へ

6 子どもの野外活動、特に「遊び」の場としての遊水地の活用

大人にとってのスポーツは、小学生以下の子どもの場合には野外活動や「遊び」が匹敵します。

昭和40年代までの子どもたちは学校から帰って自宅にランドセルを置くと、そこら辺の空き地や野原で暗くなるまで夢中になって体を動かし、遊んでいました。その経験が子どもたちの情操をどれだけ豊かにしていたことでしょうか。

現代の子どもたちは、学校から帰ってきても塾や習い事に追われ、つかの間の休息はゲームに明け暮れ、身近な自然の空間の中で自由に遊ぶことができません。その子どもたちを遊水地に連れてくれば、人工的なものがほとんどない広大な空間の中で最初は戸惑っていても、直ぐに自然を相手にひなが一日遊ぶことができるようになるのです。ラムサール湿地ネットわたらせは2014年から渡良瀬子ども自然塾を実施して、小学生を遊水池で遊ばせる活動をしています。遊水地で嬉々として遊ぶ子どもたちにとっては、大人たちが考える以上にかげがえのない体験なのかもしれません。

その意味において遊水地は貴重な場所です。子どもに自然の中で只々遊ばせることのできる場所として遊水地の活用を積極的に検討すべきでしょう。

渡良瀬遊水地スポーツ利用者等連絡協議会 構成メンバー 一覧

古河市体育協会	埼玉 WRC (埼玉車いすレーシングクラブ)
群馬県トライアスロン協会	埼玉県トライアスロン連合
(社) 東京都トライアスロン連合	日本学生トライアスロン連合
茨城県セーリング連盟	公益財団法人 栃木県体育協会
栃木県カヌー協会	栃木県セーリング連盟
栃木県ボート協会	渡良瀬セーリングクラブ
群馬県カヌー協会	群馬県セーリング連盟
館林市教育委員会スポーツ振興課	埼玉県セーリング連盟
北川辺ウォータースポーツクラブ	古河バルーンクラブ
特定非営利活動法人スカイダイブ藤岡	藤岡町モーターパラグライダークラブ
日本気球連盟 渡良瀬連絡会	足利マイクロフライトクラブ
公益社団法人 日本グライダークラブ	茨城県教育庁保健体育課
栃木県教育委員会事務局スポーツ振興課	群馬県生活文化スポーツ部スポーツ振興課
埼玉県教育局市町村支援部スポーツ振興課	古河市役所市民学習部スポーツ振興課
小山市教育委員会 生涯スポーツ課	野木町教育委員会 生涯学習課
栃木市教育委員会 藤岡教育支所	
板倉町教育委員会事務局 スポーツ振興係	加須市教育委員会 スポーツ振興課
国土交通省利根川上流河川事務所	

提言13：渡良瀬遊水地と関係サイトの連携

「渡良瀬遊水地の魅力と価値」は、遊水地単独のものとして存在しているのではなく、国内外に2300か所以上あるラムサール条約湿地、足尾をはじめ各地の足尾銅山鉍毒事件関係史跡、渡良瀬遊水地と並んで各種スポーツが行われているエリア等、関係サイトとの関係性の中で存在している。

遊水地に関わる利害関係者が各地に存在する関係サイトとの交流を積極的に重ねることによって、「渡良瀬遊水地の魅力と価値」を正確に認識することができるようになるのであり、各地との連携を推進することによって、「遊水地の魅力と価値」を関係サイトの中でしっかりと光彩を放つものにして行くべきである。

1 はじめに

渡良瀬遊水地は生物多様性に富むラムサール条約の登録湿地であり、足尾銅山鉍毒事件で貯水池化された史跡であり、広大な土地はスカイスポーツのメッカであるなど、多面的な魅力と価値を有しています。

渡良瀬遊水地の多面的な魅力と価値は、関連する各施設、サイトとの交流と連携、一体化により一層高まるものとなります。

2 ラムサール条約各登録湿地との交流、連携

渡良瀬遊水地は現在では国内外に2300か所以上あるラムサール条約登録湿地のひとつとなっていますが、他の湿地との関係性を理解せずして渡良瀬遊水地の魅力と価値を理解することはできません。たとえば渡り鳥は季節によって異なる場所を移動して生息地としていますから、国境や地域を超えて湿地保全のために連携し、一体として湿地保全を行わなければ渡り鳥の生息地を守ることはできません。このように他の条約湿地との関係性を理解した上で湿地保全のために交流、連携を推進することで、生物多様性に富む渡良瀬遊水地の魅力と価値をさらに高めることができます。

現在国内には52の条約湿地があり、県内には渡良瀬遊水地のほかに2005年に登録された奥日光の湿原があります。渡良瀬遊水地は人手が加えられたヨシ原で奥日光の湿原は原生自然の国立公園です。タイプが違いながらも県南と県北を代表するこの2か所の条約湿地が相互の交流を深め、ともにタイプの違う2か所を是非比較して様々な湿地が条約湿地として重要であることを学んでほしいとアピールすれば、非常にインパクトのある広報活動が可能になります。

また、2012年に同時に登録された兵庫県豊岡市の円山川下流域と周辺水田は昨年からコウノトリが定着した遊水地にとってコウノトリ野生復帰の先輩として連携・交流をさせてもらうことのメリットは極めて大きいですし、小山市がふゆみずたんぼ実験田の参考にした宮城県の蕪栗沼と周辺水田は2005年に登録されており、今までの交流をさらに発展させて、条約湿地周辺の農業と一体になったワイズユースのあり方を学ぶことができます。その他にも、関東地方にある内陸湿地の尾瀬や芳ヶ平など交流連携すべき条約湿地が数多くあります。国内の条約湿地のある自治体でつくるラムサール条約登録湿地関係市町村会議の副会長は現在栃木市長が務めており、慣例では次期会長に就任して、栃木市で市町村長会議を開催して地元ホストとして国内の各

条約湿地関係自治体をお招きすることになります。勿論、その時は条約湿地としての遊水地をアピールする絶好のチャンスですので、その準備を万全にしていけるためにも、できる限り各地の条約湿地との様々な交流を心がけるべきです。

渡良瀬遊水地は周辺で環境にやさしい農業を行ってコウノトリ・トキの野生復帰を目指していますが、同様に韓国の条約湿地のウポ沼でも最近トキの放鳥を行いました。ウポ沼のような遊水地と近似性のある外国の条約湿地から交流を開始して、徐々に国際的な交流を拡大して行くべきでしょう。

3 足尾銅山鉍毒事件の各史跡等との交流、連携

渡良瀬遊水地は歴史的にみれば、明治政府が田中正造や村民らの反対を押し切る形で谷中村を鉍毒の沈殿池としたことに始まる足尾銅山鉍毒事件の一史跡です。足尾銅山の繁栄にともない発生したこの公害事件は、亜硫酸ガスの煙害による松木村の消滅と瓦礫地化、鉍毒による栃木県、群馬県等にまたがる広域農漁業被害、多数の被害民や田中正造らによる銅山操業停止の請願、闘争運動と政府による弾圧、そして谷中村の鉍毒沈殿池化が全体としてひとつとなり我が国の公害の原点として理解されています。したがって、今や無人の葦原然としている渡良瀬遊水地からこの事件の歴史を学ぶだけでは不十分であり、後記の各関連施設と交流を深め連携を推進して初めてこの事件を深く学ぶことができ、渡良瀬遊水地の魅力と価値が一層高まるものとなります。

以下に足尾銅山鉍毒事件の関連史跡等の一部を記します。

①足尾銅山跡及び植樹エリア

足尾精錬所跡や廃村となった松木村跡が見られる。足尾の緑の再生をめざし毎年の植樹デーには多数の参加がある。

②太田市毛里田地区と鉍毒根絶の碑および太田市足尾鉍毒展示資料室

一世紀を超えて稲の鉍毒被害に悩まされてきた地区で、「祈念鉍毒根絶碑」には鉍毒との苦闘の歴史が刻まれている。

③館林雲龍寺

1896年に田中正造が栃木群馬両県鉍毒事務所をこの寺に設け、以来、足尾銅山鉍毒停止請願事務所として栃木・群馬・埼玉・茨城の四県鉍毒被害民の闘争本部となった。川俣事件裁判闘争でも拠点となった。田中正造の分骨が収められている。

④明和町川俣事件現場

1900年、雲竜寺から押し出した被害農民が官憲に弾圧され逮捕者100余名がでた（川俣事件）。100年を期して「川俣事件祈念碑」が建てられた。

⑤佐野市小中 田中正造旧宅

佐野市小中町の県道沿いに田中正造生家がある。

⑥佐野市郷土博物館

田中正造の特別展示室には遺品や日記など資料が豊富にある。

⑦佐野市惣宗寺

1913年に田中正造の本葬と分骨式がこの寺で行われた。会葬するものは数千、数万ともいわれた。

⑧佐野市庭田家

佐野市下羽田町に田中正造が約1か月の闘病の末息を引き取った庭田清四郎宅が残る。

⑨館林市足尾鉍毒事件田中正造記念館

田中正造や鉍毒事件関連の展示が並び、パネル、ビデオ、書籍などのコーナーが設けられており、丁寧な解説を聞くことができる。2006年に開館した。

⑩加須市北川辺西小学校

田中正造の分骨地である同校には「正造さんの部屋」が設置され、生徒が作成したレポートや年表などが展示されている。

⑪栃木市藤岡町 田中霊祠

田中正造の分骨と夫人が祭られている神社である。

⑫栃木市藤岡町 歴史民俗資料館

田中正造の遺品や谷中村の生活を忍ばせる資料が展示されている（但し、説明員は常駐していない）。

⑬栃木市藤岡町 湿地資料館

渡良瀬遊水地の野鳥、植物、魚の展示のほかに、谷中村の貴重な古地図が展示されている。

4 他のスポーツサイトとの交流、連携

渡良瀬遊水地は現在では、広大な空間を利用した熱気球、スカイダイビング、ライトプレーンなどのスカイスポーツ、谷中湖や周辺河川を利用したヨット、カヌーなどのウオータースポーツ、平坦な外周堤防や地内路を利用したサイクルスポーツなど多種多様なスポーツが活発に行われ、多くの利用客が訪問しています。他の地域にはない広大な空間や水辺が渡良瀬遊水地の大きな魅力と価値になっています。この渡良瀬遊水地の魅力と価値は渡良瀬遊水地以外の各種スポーツサイトとの交流と連携を図ることによって一層高まることを期待できます。

特に全国的に整備が進んでいる広域サイクルロードとの関係では、関東地方のほぼ中央に位置する渡良瀬遊水地に流入・流出する河川に沿ってのサイクルロードによる拠点間連携は魅力と価値を更に高めるものと期待できます。

提言14：ワイズユース実現のために民間が果たすべき役割と議会の連携

渡良瀬遊水地のワイズユースを実現するためには、自治体や組織の垣根に縛られない民間が今まで以上に大きな役割を果たして行く必要がある。そのためには、遊水地に関わる4市2町をはじめ湿地保全・再生検討委員会、保全・利活用協議会、遊水地利用者協議会、遊水地エリアエコネット推進協議会等の機関・組織がどのように運営され、有機的連携を図るべきなのか、民間の中で自由に議論して行政・関係機関に提言できる場が常に確保されなければならない。それとともに遊水地に関わる機関・組織の要である保全・利活用協議会の運営に民間の声が十分に反映されるよう幹事会の構成をはじめ協議会の抜本的改革が早急に行われる必要がある。

また、条約湿地登録に際しては重要な役割を果たした4市2町の各議会が議会の垣根を越えて議員同士の意見交換を行えるような議会間の連携を図ることによって、渡良瀬遊水地と周辺地域のワイズユースを行政や住民、民間と共に支えていくことが求められている。

1 渡良瀬遊水地関係組織が抱える課題

4県4市2町にまたがる渡良瀬遊水地は関係自治体の数が多いだけでなく、渡良瀬遊水地に関する委員会や協議会として、渡良瀬遊水地湿地保全・再生検討委員会、その下のモニタリング委員会、渡良瀬遊水地保全・利活用協議会、渡良瀬遊水地利用者等連絡協議会、渡良瀬遊水地スポーツ利用者等連絡協議会、渡良瀬遊水地エリアエコネット推進協議会、その下のエリア検討部会等が存在しており、関係組織の数が多く、関係組織がどのような分野を対象とし、役割分担を行っているのかを正確に把握することさえ困難な状況にあります。

そして、現在、これらの組織の中でも再編や連携の動きがあり、2010年に渡良瀬遊水地湿地・保全再生計画を策定した湿地保全再生検討委員会は、2020年をもって、その下のモニタリング委員会と統合されて新しい委員会となり、それまでモニタリング委員会は年2回開催されていましたが、新委員会は年1回の開催になると予定されています。

また、3月に行われていた保全・利活用協議会の合同部会においては、ヨシ・ヨシ原を題材にしたイベントについて検討していたところ。エリア検討部会でもヨシ焼き見学ツアーを企画することが分かり、合同部会席上、利根川上流河川事務所から両組織が連携して取り組めたら良いのではないかと助言も出されていました。

2 組織の課題検討のためには民間の力が不可欠

このような再編や連携の動きが出てくる背景には、各組織が設立された経緯はそれぞれ違い、別個に活動しているものの、各組織が活動している中で遊水地に関する課題に共通しているものが多く、それぞれ別個に対応していても重複したり、矛盾したりして却ってマイナスになりかねないとの今までの状況があります。

勿論、個別の組織改革や連携によって少しでも状況を改善することはできるかもしれませんが、根本的には、一度、すべての組織の活動内容を洗い出した上で、それぞれの組織が渡良瀬遊水地にとって本当に必要な組織で必要な活動をしているのか評価し、関係する組織全体として統廃合の必要性や有機的連携のあり方を検討することが必要です。

組織に関する課題をどのような場で検討すべきかということについては、既存の組織の中のどこかの組織で検討したり、各組織の代表や構成員が集まって検討することには、利害関係が絡んでしまってなかなか自由な議論をすることができないという問題がつきまといまいます。特に、組織の構成員が官庁や自治体、あるいはその役職員であれば公的立場が先ず優先されてしまうことから課題に対する大胆な意見交換はなかなか期待できません。ですから組織や公的な立場に縛られることなく、自由に意見を述べられる民間で自由に渡良瀬遊水地に関わる公的組織のあり方を議論することが必要であり、そのためにはそのような意見を交換する場が存在しなければなりません。私たちも今回の提言を行ううために渡良瀬市民フォーラムという意見交換会を計8回開催してきましたが、このような場が継続的に存在することが渡良瀬遊水地のワイズユースのためには極めて重要です。

3 民間を活かした保全・利活用協議会の改革の必要性

保全・利活用協議会が設立された際には、この協議会が渡良瀬遊水地に関わる取り組みの様々なことについて議論し、意思決定し、実行していくことが期待されましたが、設立後の経過を見れば、必ずしも期待された機能を果たしていないことは明らかです。条約湿地登録7周年を機に、保全・利活用協議会が改めて渡良瀬遊水地での利根川上流河川事務所と4市2町の一体的取り組みを推進し、遊水地の賢明な利用を実現するために主導的役割を果たす組織に生まれ変わる必要があります。そのためには、保全・利活用協議会において4市2町のように境界のある自治体と違って境界のない民間が官と対等なパートナーとなって協議会の運営に関わることは必須のことで、特に運営方針を決定する幹事会に利根川上流河川事務所と4市2町の担当者だけでなく民間会員の担当者を加えることは早急に実現すべきです。官だけが協議会を主導していると、自治体の境界がお互いをけん制する方向に働いて求心力を持った運営を行うことが非常に困難になってしまい、境界がなく常に遊水地全体を考えられる民間が入ることによって、求心力が生まれるのです。

また、民間が官と対等なパートナーとなるためには、民間の中での意見集約が十全にできるようにならなければならず、上記のような継続的に意見交換のできる場を提供していくためにも、様々な民間組織が緩やかに集まり、日ごろから意見を交わせるプラットフォームとしての組織を構築しなければなりません。

4 議会の連携によって支えるワイズユース

また、住民の代表である各自治体の議員も自治体の垣根を越えて渡良瀬遊水地 周辺4市2町という地域全体の将来を展望した意見交換を行って、各自治体が遊水地の関係で一体となった取り組みができるよう後押しすべきです。そのために渡良瀬遊水地ワイズユース推進議員連盟のような組織を作ることも検討に値するのではないのでしょうか。条約湿地登録をめざす過程の中では、各自治体議員有志が民間の登録推進団体が行った議会への陳情、請願活動にアドバイスを行う等非常に重要な役割を果たしていたことからすれば、登録後においても一人でも多くの各自治体議員に遊水地の賢明な利用に関心と意欲を持ってもらい、議会の垣根を越えて議員同士の意見交換を行えるような議会間の連携を図ることによって、行政や住民、民間と共に渡良瀬遊水地のワイズユースを支えることが求められています。

提言15：シンボルのハートに相応しいワイズユースを

ハートの形をしている谷中湖がハート池と呼ばれ、遊水地がハートランドとも呼ばれて、渡良瀬遊水地は恋人の聖地に選定された。ハートは心と命の象徴であり、かつて遊水地で豊かな暮らしを送った人々が永久の平安を祈った心、谷中村廃村により辛酸をなめ故郷を離れた元村民が抱いた望郷の心、洪水被害に屈することなく治水強化を叫び続けた被害者の心、旧谷中村に遺された史跡が破壊されそうになるのを身を挺して阻止した谷中村縁故民の心、開発計画から遊水地の自然を守り条約湿地登録を実現させた周辺住民の心など、遊水地に関わってきた多くの人々の心と命が遊水地のハートに込められている。先人たちの思いを引き継ぐ私たちは、遊水地にあこがれる恋人たちと共にシンボルのハートに相応しいワイズユースを実現しなければならない。

1 谷中湖のハートの美しさに惹かれる人々

渡良瀬遊水地の地図や航空写真を見るときに、私たちは第1調節池の谷中湖のハートのえも言われぬアシンメトリーの美しさに見入ってしまうことがあります。谷中湖をハート池と呼び、遊水地をハートランドと呼びたいのはとても自然な感情であって、谷中湖がハート形をしていることで遊水地が有名になり、特定非営利活動法人地域活性化支援センターが主催する「恋人の聖地プロジェクト」により「恋人の聖地」に選定されたことは何ら不思議なことではありません。そして今まで遊水地を知らなかった人々にハート形の谷中湖で遊水地に関心を持ってもらい、来訪してもらえることは、歓迎すべきことです。

2 ハートの由来とハートが象徴する心

では、このハートの形がなぜ生まれたのでしょうか。

渡良瀬貯水池は当初卵型に設計されており、延命院共同墓地、嵐電神社跡、谷中村役場跡はこの貯水池に沈む予定でした。しかし、1972年にブルドーザーの前に立ちただかった谷中村縁故民の捨て身の抗議により、建設省と藤岡町が動かされ、現在の谷中村史跡ゾーンが作られ、谷中湖はハート形に設計しなおされました。私たちは谷中湖のハート形を見るたびに谷中村の人たちの思いを思い出すべきでしょう。

誰もが魅かれる谷中湖のハートが形作られた背景には、このような谷中村廃村以来の村民と縁故民の心のエピソードがあり、さらに思いを馳せれば、足尾銅山鉱毒事件が発生する遙か以前にここに住んでいた谷中村村民の祖先が抱いた平和で豊かな暮らしが子孫のために永続してもらいたいとの願いまで遡ることができます。そこから繋がってきた人々の心と命を、次の通り振り返りながら、私たちは、ハートで象徴される渡良瀬遊水地のワイズユースを実現していかなければなりません。

3 谷中村の宗教関連史跡

谷中村の人々は当時の人々同様に神仏を敬い、日々の平安を祈っていました。延命院跡、雷電神社跡などのほか、谷中村が廃村になるにあたって周辺の村々に移譲された神輿、また移築された神社（野木町に移築された雷電神社や古河市に移築された下宮八幡宮）、下宮や合同慰霊碑にのこる数多くの石碑および石仏は、当時の人々の精神生活を伝えています。

4 佐呂間町に残る谷中の人々の思い

北海道オホーツク管内佐呂間町は、はるばる栃木南部から来た開拓団の人たちの足跡を、町民センターの資料室に展示しています。ここにはすでに入手不可能になった谷中歌舞伎の台本、鬘、衣装が残されており、また栃木開拓団がどれほど栃木に戻ることを願ったか、とくに谷中村への望郷の強さが現れており、田中正造翁の思いを無視しながら、田中翁への尊敬の念も保存されています。

5 谷中村村民のネットワークの強固さ

谷中村民は移住者も残留民も互いに連絡を取り合い、相互扶助システムを築いていました。しかも子孫にも故郷についての情報が伝えられており、そのような人々を谷中村史跡に案内すれば、説明をむさぼるように聞きながら、史跡に見入ります。

6 洪水に敏感な谷中村子孫と周辺住民

長く洪水と闘ってきた谷中村村民と周辺地区住民は、洪水に対するノウハウを子孫に伝えてきました。そのおかげで、洪水防止についても洪水が起こったときの対応についても、他地区より優れているということが出来ます。しかし今温暖化による気候変動によって天候の予測が難しくなっており、さらなる対策を求めています。

7 ヨシ原にも込められた谷中村と周辺地区住民の思い

ラムサール条約登録の大きな理由となった本州一のヨシ原は、谷中村縁故民と周辺地区住民が渡良瀬遊水地建設と引き換えに獲得した利用権によって生まれたものです。とくに昭和30年代のヨシズ生産の活況がなければこのヨシ原は守られなかったでしょう。その後ヨシズ生産は低下しますが、ヨシ焼きは続けられ、広大なヨシ原は維持されています。そこには谷中村と周辺地区住民の渡良瀬遊水地に対する思いがあふれています。

8 条約湿地登録を実現させた15,476名の署名者の願い

2006年春から渡良瀬遊水池をラムサール条約登録地にする会は、遊水地の条約湿地登録推進の署名活動を始め、2007年7月25日にそれまでに集まった15,476名の署名簿を当時の藤岡町長に提出して、登録推進を要請しました。この署名をしてくれた15,476名の登録への願いが始まりとなって、登録を求める地元住民の思いが大きくなるとなり、5年後の2012年7月3日渡良瀬遊水池を条約湿地に登録することができたのです。

改めて15,476名の方々の登録を求めた熱い思いに衷心より感謝申し上げます。

わたらせ市民フォーラム提言賛同者一覧（50音順）

<団体>

（地元4県からの賛同）

NPO法人民間稲作研究所、NPO法人渡良瀬エコビレッジ、小山サイクリングクラブ、小山の環境を考える市民の会、小ロー一郎研究会、日本野鳥の会栃木県支部、のぎまちづくりネットワーク、ラムサール湿地ネットわたらせ、谷中村の遺跡を守る会、有機農業ネットワークとちぎ、渡良瀬カヌークラブ、渡良瀬川研究会、わたらせ未来基金、渡良瀬遊水地温暖化防止研究会、渡良瀬遊水地第二調節池周辺地区治水事業促進連絡協議会、渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会

（全国からの賛同）

泡瀬干潟を守る連絡会、ウェットランドフォーラム、NPO法人蕪栗ぬまっこくらぶ、NPO法人田んぼ、NPO法人中池見ねっと、NPO法人ふくおか湿地保全研究会、NPO法人藤前干潟を守る会、コウノトリ湿地ネット、とくしま自然観察の会、日本雁を保護する会、バイオダイバーシティ・インフォーメーション・ボックス、福岡湿地研究会、八代野鳥愛好会

<個人>

（地元4県からの賛同）

青木章彦（栃木市）、赤上剛（草加市）、秋山光庸（宇都宮市）、浅野正富（小山市）、荒畑晋也（栃木市）、池貝孝雄（小山市）、板橋文夫（久喜市）、伊藤武晴（小山市）、稲葉秀子（野木町）、稲葉光國（上三川町）、内田孝男（古河市）、内海成和（栃木市）、海老沼和彦（小山市）、大島博（小山市）、柿沼幸治（加須市）、勝俣正義（野木町）、金坂久子（栃木市）、亀岡康一（小山市）、川崎康雄（小山市）、川元由美子（野木町）、楠通昭（小山市）、工藤東二（小山市）、癸生川清（小山市）、小久保忠男（古河市）、小村敏雄（野木町）、坂原辰男（佐野市）、坂本裕則（小山市）、佐藤聖（小山市）、猿山弘子（栃木市）、篠崎清次（小山市）、嶋田久夫（高崎市）、高際澄雄（栃木市）、高橋誠（小山市）、高松健比古（真岡市）、館野孝良（野木町）、館野廣幸（野木町）、田村行子（野木町）、浜田敏路（野木町）、針ヶ谷照夫（板倉町）、平田政吉（小山市）、福田公子（下野市）、町田武士（栃木市）、門馬悠一（小山市）、山崎繁雄（加須市）、山中國雄（小山市）、山本修司（小山市）

（全国からの賛同）

安部真理子（神奈川県横浜市）、安藤よしの（東京都江戸川区）、井口利枝子（徳島県徳島市）、上野山雅子（福井県敦賀市）、大村茂（東京都品川区）、柏木実（東京都日野市）、金井裕（東京都世田谷区）、亀井浩次（愛知県名古屋市）、呉地正行（宮城県栗原市）、後藤奈穂美（千葉県柏市）、佐竹節夫（兵庫県豊岡市）、高野茂樹（熊本県八代市）、高橋久（石川県かほく市）、立花一晃（千葉県市川市）、永井光弘（兵庫県神戸市）、永瀬倭大（兵庫県豊岡市）、服部卓朗（福岡県福岡市）、原野好正（愛知県名古屋市）、船橋玲二（宮城県大崎市）、堀良一（福岡県福岡市）、前川盛治（沖縄県沖縄市）、松本悟（福岡県福岡市）、丸山明子（福岡県福岡市）、森薫（兵庫県豊岡市）

2019年6月10日発行

わたらせ市民フォーラム事務局

ラムサール湿地ネットわたらせ

代表 楠 通 昭

(事務局)

〒323-0034

小山市神鳥谷1丁目6番19号

浅野正富法律事務所内

TEL 0285-25-6577

FAX 0285-25-6627

e-mail m-asano@msd.biglobe.ne.jp